諮問日:令和元年6月26日(令和元年度(最情)諮問第17号)

答申日:令和元年11月15日(令和元年度(最情)答申第61号)

件 名:最高裁判所の裁判官の出勤簿と休暇簿の不開示判断(不存在)に関する件

答 申 書

#### 第1 委員会の結論

平成29年度の特定の最高裁判所裁判官の出勤簿と休暇簿(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

## 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年5月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

特定の最高裁判所裁判官は、その報酬が税金から支給されており、公務員として、勤務時間中は所在地を明確にしておく必要がある。そのため、本件開示申出文書を作成していないということは、一般常識から判断して不自然である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

裁判官は、その職務の性質上、勤務時間の定めがなく、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び一般職の職員の給与に関する法律並びにこれらに基づく人事院規則等のうち、「出勤簿」及び「休暇簿」に関する規定の適用又は準用を受けない。したがって、「出勤簿」又は「休暇簿」は、裁判官については作成されていない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和元年6月26日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年7月8日 苦情申出人から意見書を収受

④ 同年9月20日 審議

⑤ 同年10月18日 審議

# 第6 委員会の判断の理由

1 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員(以下「一般職の裁判所職員」という。)については、裁判所職員臨時措置法等において準用する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(以下「勤務時間法」という。)及び一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)並びにこれらに基づく人事院規則等の規定に基づき、勤務時間を管理するための出勤簿を作成することとされている。これに対し、裁判官については、その職務の性質上、勤務時間の定めがなく、勤務時間法や給与法が適用又は準用されない。このことからすれば、裁判官について出勤簿は作成されていないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない(平成28年度(最情)答申第42号、同第47号参照)。

また、一般職の裁判所職員については、裁判所職員臨時措置法等において準用する勤務時間法及びこれに基づく人事院規則等において、休暇の承認を受けようとする場合の休暇簿に関する規定がある。これに対し、裁判官については、その職務の性質上、勤務時間法及びこれに基づく人事院規則等が適用又は準用されないことからすれば、出勤簿と同様に、裁判官について休暇簿は作成されていないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか,最高裁判所において,本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認め

られる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を 保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審査委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	久	保		潔
委		員	門	口	正	人